甲第 31 号証

イラクの大量破壊兵器問題
（我が国の武力行使支持理由と事実認識）
～これまでの政府見解・国会答弁のまとめ～

平成１６年１０月５日

外　務　省

I. わが国の基本的立場

（１）大量破壊兵器の有無は、日本が対イラク武力行使を支持した直接の根拠ではない。

→　**イラクによる国連安保理決議違反がわが国の支持の根拠。**

（２）**国連安保理決議違反があったことは、安保理決議１４４１で決定**されている。その後の国連査察機関の長も、イラクの協力が不十分であるとの認識を示し続けた。

（３）なお、わが国の事実関係に関する認識は、基本的に国連査察機関の報告に依拠しており、米英等個別の国の情報に依っているわけではない。

II. 我が国が対イラク武力行使を支持した理由

この理由を示す最も主要な文書として、内閣総理大臣談話（２００３年３月２０日　閣議決定）がある。関連部分次の通り。

「・・・しかしながら、イラクは、１２年間にわたり、１７本に及ぶ国連安保理決議に違反し続けてきました。イラクは、国際社会が与えた平和的解決の機会を一切活かそうとせず、最後の最後まで国際社会の真摯な努力に応えようとしませんでした。

このような認識の下で、我が国は、我が国自身の国益を踏まえ、かつ国際社会の責任ある一員として、我が国の同盟国である米国をはじめとする国々によるこの度のイラクに対する武力行使を支持します。」

III. 国際的な査察機関による査察の推移

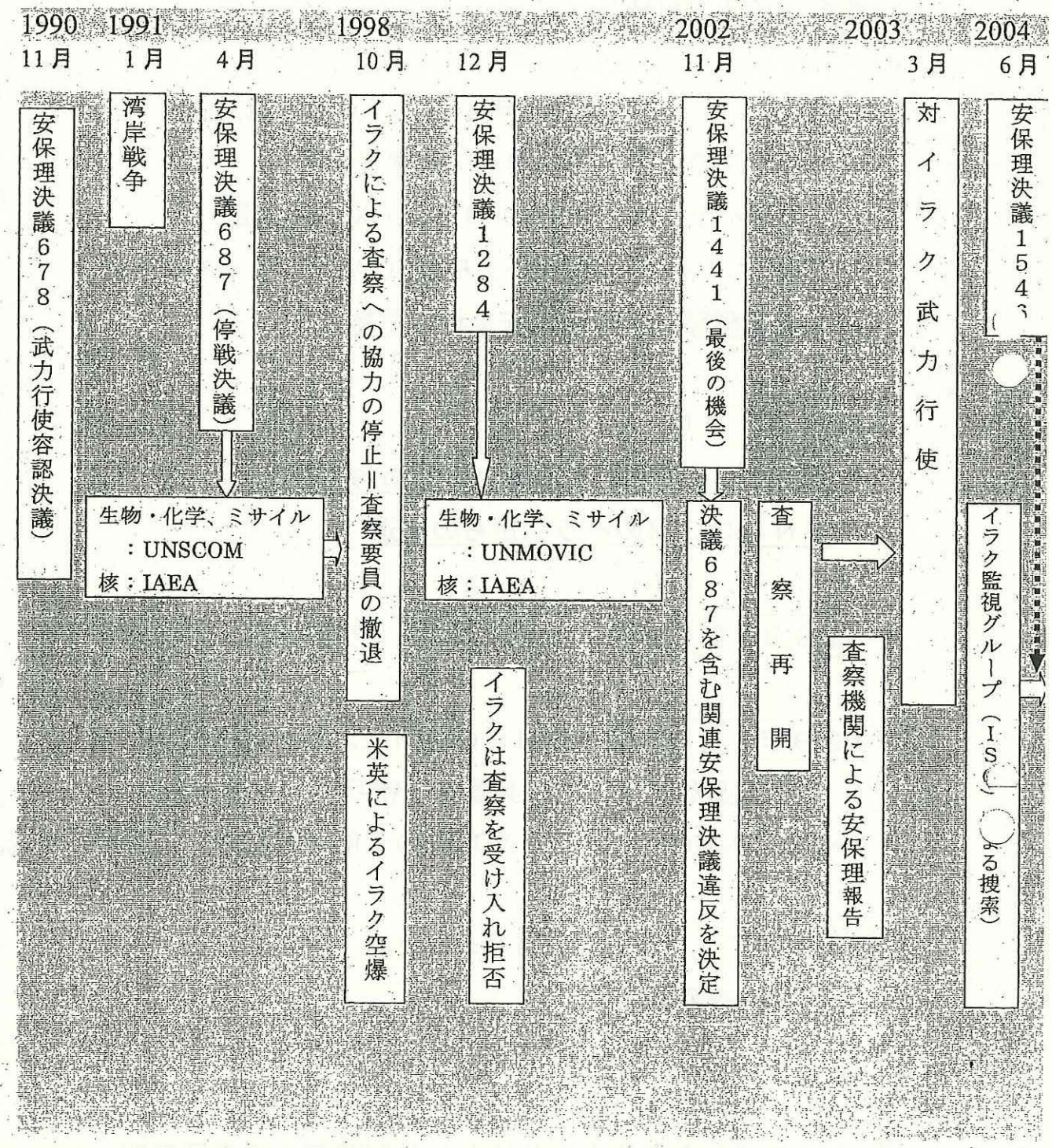

安保理決議６７８（１９９０年１１月２９日）：武力行使容認決議

・あらゆる必要な手段をとる権限を与える。

対イラク武力行使

↓

安保理決議６８７（１９９１年４月３日）：停戦決議

・イラクの大量破壊兵器等の廃棄を決定

・国連イラク特別委員会（UNSCOM）の設置

・核については国際原子力機関（IAEA）の下での査察

・本決議諸規定の受託を条件に停戦

↓

１９９８年１０月

・イラクによる査察への協力の全面的な停止。

・ＵＮＳＣＯＭのイラクからの撤退

１９９８年１２月　米英によるイラク空爆

↓

１９９９年１月３０日（ＵＮＳＣＯＭによる安保理報告）

・残る主要な疑惑（化学兵器、生物兵器、ミサイル）

→後にUNMOVICの下で29項目の未解決問題として纏められる。

↓

安保理決議１２８４（１９９９年１２月１７日）

・包括的査察決議

・UNSCOMに代え国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）の設立

・核については引き続きIAEAの下での査察

・イラクの査察協力を条件とした制裁停止の意図表明

安保理決議１４４１（２００２年１１月８日）

・大量破壊兵器の廃棄等を定めた停戦決議６８７を含む関連安保理決議の違反を決定。
・イラクに対して、関連安保理決議の下での武装解除の義務を遵守する「最後の機会」を与える。
・強化された査察態勢の構築
・イラクの更なる重大な違反があった場合に安保理会合を開催。
・

査察再開（２００２年１１月２７日）

２００３年1月２７日（UNMOVIC 及び IAEA による安保理報告）

・イラクからの手続き面での協力は得られているものの、イラクが提出した申告書は過去の疑惑に答えておらず、イラクからは疑惑解消のための十分な協力が得られていない。

２００３年2月１４日（UNMOVIC 及び IAEA による安保理報告）

・査察に関してある程度の手続き面での進展が見られた一方、査察目的を達成するためには、イラクからの即時、無条件かつ積極的な協力が不可欠。

２００３年3月７日（UNMOVIC 及び IAEA による安保理報告）

・イラクはさらに廃棄に関する記録を提出すべきであり、これまでの情報は限られたものである。
・残された２９項目の「未解決の武装解除問題」（別添）
・イラクが核プログラムを再開したことを示す証拠はない

UNMOVIC・IAEA の撤退（２００３年3月１８日）

２００３年3月１９日　対イラク武力行使

３．武力行使以降の動き

主要な戦闘の終了（２００３年５月）

イラク監視グループ(ISG)による大量破壊兵器捜索

ISGの中間報告（非公開）（２００３年１０月）

・中間報告は、イラクの大量破壊兵器計画に関わる最終的な分析を示すものではない。

・我々は、数十のWMDに関連する計画活動と、２００２年末に開始された査察に対して、イラクが国連の目から隠していた相当な数の設備を発見した。

・サダムはWMDを引き続き取得しようという意図をあきらめてはいなかった。

安保理決議１５４６（２００４年6月8日）

・イラクで活動する多国籍軍の活動については、決議に添付されている書簡に従い、すべての必要な手段をとる権限を有することを決定。

・上記書簡（６月５日付け米国務長官発安保理議長宛）においては、多国籍軍の活動として、イラクの安全の脅威となる兵器に係る継続的な捜索及び確保を含むであろう旨記述。

パウエル米国務長官発言（２００４年１０月１日）

・我々は独裁者が（大量破壊兵器の）備蓄を有していなかったことを知った。

ISGによる最終報告（近く公表されるとの情報あり）

Ⅳ．大量破壊兵器の有無に関する認識等（疑惑については別添）

（１）大量破壊兵器の有無に関する認識

「イラクが過去実際に御指摘の生物化学兵器を保有し、化学兵器を使用した事実や、国際連合の査察団の指摘している数々の未解決の疑惑等にかんがみれば、イラクに生物化学兵器が存在しないとは想定し難いと考える。」（２００３年３月２０日付け質問主意書に対する答弁（２００３年４月１５日閣議決定））

（参考）国会答弁

「・・・大量破壊兵器も見つかっていないけれども、あると思っている。」（２００３年７月１８日衆・予算委　小泉総理）

「今申し上げた大量破壊兵器そのもの、あるいはそれを隠匿した証拠、あるいは黙って査察団に言わないで廃棄をした証拠、何らかのものが見つからないということは想定しがたいという風に考えています。」（２００３年７月２２日参・外交防衛委、川口大臣）

（２）政府が大量破壊兵器の有無を判断した根拠

「そういった疑惑について、関係国の情報を参考にしながら、基本的には今申し上げたような累次の国連査察団よる報告書に基づいて評価をしているわけでございまして、．．．。」

（２００３年７月１０日参・外交防衛委　川口大臣）

安保理決議６７８，６８７及び１４４１の概要

１．安保理決議６７８（９０年１１月２９日採択）

●武力行使容認決議

－９１年１月１５日までに累次安保理決議が履行されない場合、クウェイト政府に協力している国に対し、安全保障理事会決議６６０（１９９０）及び全ての累次の関連諸決議を堅持かつ実施し、同地域における国際の平和と安全を回復するために、あらゆる必要な手段をとる権限を与える。

２．安保理決議６８７（９１年４月３日採択）

●停戦決議

－１９６３年に合意されたイラク・クウェイト国境の不可侵の尊重を要請。
－事務総長に対し両国の国境地帯に国連監視団を展開する計画の提出を要請。
－イラクの大量破壊兵器の廃棄を決定。
－大量破壊兵器に関する査察・監視を行う特別委員会（ＵＮＳＣＯＭ）の設置。
－賠償のための基金の創設及び同基金管理のための賠償委員会の設置。
－決議６６１に基づく経済制裁の継続（民生品については除外）。
－本決議の諸規定の受諾を条件に停戦の効力が発効。

３．安保理決議１４４１（０２年１１月８日採択）

●イラクに対し武装解除の義務を遵守する「最後の機会」を与える

－イラクは、これまでも、また依然として、大量破壊兵器の廃棄等を定めた停戦決議６８７を含む関連安保理決議に違反している。
－イラクに対して、関連安保理決議のもとでの武装解除の義務を遵守する「最後の機会」を与える。

●強化された査察体制を構築し実施する

－イラクが長期にわたり査察の実施を妨害してきた実態を踏まえ、また武装解除のプロセスを完全かつ検証可能な方法で完了させるために、強化された査察体制を構築する。

●イラクに更なる重大な違反があった場合は安保理会合を即時に開催する

－イラクの申告書に虚偽や省略があった場合やイラクが決議の履行・実施のために協力を行わない場合には、更なる「重大な違反」があったとみなされ、即時にこれを評価するための安保理会合が開催される。
－イラクによる査察活動の妨害や武装解除の義務の不履行があった場合には、ＵＮＭＯＶＩＣとＩＡＥＡが直ちに安保理に報告し、即時にこれを評価するための安保理会合が開催される。
－この関連で安保理は、イラクに対して継続した義務違反の結果として「深刻な結果」に直面することを繰り返し警告してきたことを想起する。

（了）

イラクの大量破壊兵器問題

１９９０年８月２日　イラク軍クウェート侵攻

安保理決議６７８（１９９０年１１月２９日）（賛成 12-反対 2-棄権 1）

・武力行使容認決議：地域の平和及び安全の回復等のため、あらゆる必要な手段をとる権限を与える。

④ ① 対イラク武力行使（１９９１年１月１７日～）

安保理決議６８７（１９９１年４月３日）（12-2-1）

・停戦決議
・イラクの大量破壊兵器等の廃棄を決定
・国連イラク特別委員会（UNSCOM）の設置
・核については国際原子力機関（IAEA）の下での査察
・本決議諸規定の受託を条件に停戦

②

１９９８年１０月
・イラクによる査察への協力の全面的な停止
・ＵＮＳＣＯＭのイラクからの撤退

１９９８年１２月　米英によるイラク空爆

１９９９年１月３０日（ＵＮＳＣＯＭによる安保理報告）(11-0-4)
・残る主要な疑惑（化学兵器、生物兵器等）

安保理決議１２８４（１９９９年１２月１７日）
・ 包括的査察決議
・ UNSCOM に代え国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）の設立
・ 核については引き続き IAEA の下での査察
・ イラクの査察協力を条件とした制裁停止の意図表明

③ 重大な違反が継続的に行われ、米英等により決議 678 に基づき累次武力行使

⑤

安保理決議１４４１（２００２年１１月８日）（全会一致）

・イラクによる決議の不履行、大量破壊兵器の拡散等が国際の平和及び安全に対する脅威と認識
・大量破壊兵器の廃棄等を定めた停戦決議６８７を含む関連安保理決議の重大な違反を決定
・イラクに対し関連安保理決議下での武装解除義務を遵守する「最後の機会」与える
・強化された査察態勢の構築
・イラクが「完全な協力」（即時、円滑、無条件かつ無制限のアクセス付与等）を行わないことは、更なる重大な違反となることを決定
・イラクの更なる重大な違反があった場合、評価のために安保理に報告され、安保理会合が開催
・「深刻な結果」に直面するとの警告を想起

査察再開（２００２年１１月２７日）

UNMOVIC 及び IAEA による安保理報告
・イラクからは疑惑解消のための十分な協力が得られていない　（２００３年１月２７日）
・査察目的を達成するためには、イラクからの即時、無条件かつ積極的な協力が不可欠　（２００３年２月１４日）
・イラクはさらに廃棄に関する記録を提出すべきであり、これまでの情報は限られたものである
・残された２９項目の「未解決の武装解除問題」あり、イラクの核プログラム再開を示す証拠なし　（２００３年３月７日）

UNMOVIC・IAEA の撤退（２００３年３月１８日）

対イラク武力行使